

# 就園奨励減免制度のお知らせ

平成22年5月21日

保護者の皆さまへ

山陽学園短期大学附属幼稚園

幼稚園就園奨励費事業は、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公私立幼稚園間の格差是正を図るため、幼稚園を通じて国と市の補助により保育料が減免される制度です。ご希望の方は、下記の要領で申請してください。

## 【対象】

岡山市在住で、本園に在園している3・4・5歳児の幼児

※ 岡山市以外に住まれている方は対象となりません。当該市町村にお問い合わせください。

## 【減免限度額(年額)】

平成22年度市町村民税額並びに対象園児の別により補助額が決定されます。

なお、市町村民税の所得割額は同一世帯全員の合計額です。

岡山市の補助限度額(補助金交付要綱から抜粋)

(単位 円)

区分	幼稚園に通園している幼児のうち	小学校1~3年生の兄弟がいない世帯	小学校1~3年生の兄弟が1人いる世帯	小学校1~3年生の兄弟が2人以上いる世帯
生活保護世帯 市民税非課税世帯	1人目	135,300	148,800	150,200
	2人目	162,000	150,200	150,200
	3人目以降	189,000	150,200	150,200
市民税所得割非課税世帯	1人目	103,000	120,800	121,600
	2人目	137,000	121,600	121,600
	3人目以降	170,000	121,600	121,600
市民税所得割課税額 20,700円以下の世帯	1人目	79,000	99,600	99,800
	2人目	117,000	99,800	99,800
	3人目以降	156,000	99,800	99,800
市民税所得割課税額 165,000円以下の世帯	1人目	55,500	78,000	80,100
	2人目	98,000	80,100	80,100
	3人目以降	141,000	80,100	80,100

備考1 小学校1~3年生の兄弟がいる世帯であっても、世帯単位で、小学校1~3年生の兄弟がいない世帯の表を適用することができる。  
2 就園児数及び年長者の認定は特別支援学校の幼稚部、保育所、認定子ども園、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に通う兄弟又は児童デイサービスを利用する就学前児童の兄弟がいる園児を含む。  
3 この表において「所得割非課税」「所得割課税額」とは、税額控除の適用前の額を意味する。(ただし、調整控除は除く。)

## 【申請手続き】

幼稚園に申請書を用意しています。必要事項を記入の上、「市県民税(所得・課税・控除)証明書」を添付し、提出期限までに担任へ提出してください。

・提出期限 **平成22年6月10日(木)** ※期限は厳守してください。

・提出書類 ① **申請書**「減免措置に関する調書(様式第5号)」

② **父母の「市県民税(所得・課税・控除)証明書」**

(同一世帯で2人以上申請される場合は、最年長者のみに添付してください。)

## 【注意点など】

- ・ 同一世帯に父母以外の所得がある場合は、所得がある方全員の証明書が必要です。
- ・ 単身赴任等の場合も同一世帯とみなされます。
- ・ 平成22年1月1日の住所が岡山市以外にあった場合は、その市町村から取り寄せて下さい。
- ・ 途中入園・退園の場合は、在園月数に応じて減免額を月割で算定します。

## 【お問い合わせ先】

・ 本園または岡山市教育委員会学事課 (Tel 803-1587) まで